

第 3 回石垣市自治基本条例審議会議事録

第3回 石垣市自治基本条例審議会 議事録

日時：令和3年2月1日（月）14時～15時30分

場所：石垣市水道部 会議室

出席者：【会長】新里 裕樹 【副会長】泉水 朝順

【委員】小浜 美佐子 黒石 高子

吉竹 法子 池原 優

欠席者：【委員】吉本 隼 平良 智子

事務局：皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ありがとうございます。第3回目の審議会となっております。始めるにあたりまして欠席のご報告をいたします。吉本委員と平良委員が事前に欠席の連絡をいただいています。

資料の確認をします。本日お配りしているのは、会次第、資料①となっております。前回の議事録もございますが、配布資料ではございませんので、答申後にまとめて公開させていただきますので、ご了承ください。

それでは、会次第に沿って進めていきます。

まずは、新里会長、開会の挨拶をお願いします。

会 長：皆様、新年おめでとうございます。2月になりましたが、本日はお忙しい中、そして、このご時世で緊迫した中、ご参加いただき、誠にありがとうございます。これまでの審議会では、様々なご意見を頂戴して、そして市民の皆様、関係団体の皆様から、たくさんのご意見を頂きました。そして今年に入って、今回3回目、4回目と答申していく形となりますが、本日は、多く頂いたご意見をどういうふうに答申の素案として入れていくかということを意見を出し合っていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、メディアの皆様におかれましても、昨年は、こちらの要望を聞いていただき、皆さんの発言が分からないように配慮していただき、ご理解、ご配慮ありがとうございます。本日も前回と変わらず個人の発言等々が分からないように、また配慮していただけると我々も忌憚なき意見を出しつつ、本当に向き合うことができますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。それでは、これより、第3回石垣市自治基本条例審議会を始めます。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。これより先の進行は会長にお願いいたします。

会 長：それでは、これより先の進行は私の方で進めさせていただきます。会次第に沿って

進めていきます。

2 番項議事、事前に配布してあります資料①において前回出た委員意見、市民意見、関係団体意見をまとめております。その意見を参考にいただき、答申に載せる意見出しを行っていきたいと思います。こちら右側空欄になっておりますが、こちらに答申の案を記入していただければと思います。

それではこれより議事を進めていききたいと思いますが、今回答申に載せていく内容を皆様からご意見をお伺いしていききたいと思います。

それでは委員の皆様、ご意見ある方はお願いします。

委 員：資料①の 1 ページ毎に私たちの意見を述べるということで間違いないですか。

会 長：今回答申を作成するにあたって、答申の内容、この自治基本条例を改定するのではなくて、改定に向けたテーマといいますか、ここはもう少し改正が必要ではないかなど、意見を頂いて答申に、例えば「第 2 条 用語の定義があいまいではないか、精査していく方向でお願いします。」といったような形でテーマごとに答申に載せていきたいと思っています。

また、詳細なご意見があれば改めて頂けたらと思います。

委 員：見直しとはいうものの、改廃も含めての議論だと私は理解しているんですけども、それにはとらわれなくてもいいということによろしいですか。

会 長：はい、またご意見いただいた上で、まとめて答申を作成していききたいと思います。

委 員：例えば、「1 条 目的」の欄があります。市民の意見で撤廃は第 1 条の条文に反するという、これは条文が最高規範ということになっているからおっしゃっているかと思いますが、地方自治法の中では、条例の制定とか改廃はできると書いてあると思います。だからそれも含めて議論していくと理解してよろしいですか。

会 長：はい。

会 長：今回、前回までの意見と市民意見、関係団体意見をまとめて見ますと、用語の定義や市民という定義が広すぎてそれを元手にいろいろなつじつまが合わなくなっていると感じますので、この用語の定義の中の、特に市民の定義はぜひ答申に入れていききたいと思います。

委 員：同感です。物事は定義から始まるので、定義が本当に曖昧だと体系を成さない。定

義があれば、定義に則って体系が成されているのです。法律体系は憲法に始まって体系を成しているんです。また、この条例にしても定義から始まっている訳で、定義自体がああいう市民定義だったらどう読んだらいいのか混乱が起こるだけです。見直しにしても根本的に改廃するにしろ、定義をしっかりと確立した体系を作らないといけないだろうと思います。

会 長：市民の定義という部分は、幅広く影響していますので、より精査して明確に訂正してもらうように答申したいと思います。

今、用語の定義という部分で入っていくんですけども、用語の定義のところで他に何かありましたら付け加えていきたいと思います。

委 員：市民の定義に関してなんですが、既存の考え方での市民は、当然きちんと明確化しないといけないと思うんですが、各市町村で多拠点居住とかで、例えば、こちらに住民票はないけれど、東京に勤めながら石垣市で半分くらいは生活していて、石垣でもなにかしらの仕事に携わっている、団体で活動しているなど、そういう働き方は政府でも推奨している。既存の市民という考え方とこれからの自治基本条例で、新しく作り直すのであれば、ただ住民票があるというわけではなく、新しい働き方、住まい方に応じたことも多少入るようなことを何かしら定義付けをしていった方がいいのではないかと思います。

会 長：今、多拠点で住民票はないけれども 1 年の多くの時間をこちらで商売していてとなると、こちらでいう今の市民の定義になるんですけど、そういった部分で影響力があるのかなど。新しい働き方改革を含めて、この市民というのが、どこからどこまでが市民なのか考えて見直していかなければならないと思いますので、取り入れていきたいと思います。

市民のご意見にもありましたけど、反グレ、反社会的勢力に対しても今の市民の定義だとすべて入ってしまうので、今言っていた新しい前向きな働き方改革を踏まえてもそうですし、今言っていたグレーな部分のすみわけも明確に打ち出していく、見直していく必要があるなと感じています。

委 員：市民の定義がしっかりしないと条例の 28 条で、本市において選挙権を有する者ということですから、これをどのように理解すればいいのか、しかもその中の内という訳ですから、そこに問題はないのかな。

会 長：市民意見でも同じような意見も出ています。

委員：代表者はどのようにして選ばれるのか。自分たちで自分が代表者だということで、いろいろな活動グループが出てきて、社会混乱が起こらないかな。

会長：今の既存のものを読み取ると、そういうことが起こりうる。

委員：自分達でグループを作って、自分が代表者だと言えば、市政の混乱にも繋がりがねない。市民の定義やその代表者などの用語、一朝一夕に変えられるかなど。物事は定義から始まるので、頭が混乱します。

28条の4項目、所定の手続きを経ての「所定」とは、どういうことなのか、最高規範といいながら、全然訳が分からない。先人が作った立派な条例だと市民の意見で、簡単に改廃してはならないとあるんですけど、こういうふうに見るとそうではなかろうと。ちゃんと地方自治法の中で条例を制定する、改廃することはできるんだと書いてある。だから本当に抜本的に見直さないといけないだろうし、個人的な意見ですが、一旦効力停止して、作り上げるまで効力停止するというのが私の意見です。

会長：今、ご意見頂いた中で、最高規範という部分があって、最高規範というのは、我々だけではなく、市民意見の中でも結構気になっている方がいらっしゃいまして、最高規範というのであれば、その前段がなければいけないと思っていて、事務局に質問ですが、この条例を作る際に審議会があったと思いますが、その議事録等々が残っているのかどうかということは確認できますか。

というのも、意見の方で、こうしっかり作り上げたものを廃止にする、停止にするという意見が前回第2回の審議会に出てたけど、これまでのものをないがしろにしすぎではないか、というようなご意見があったんです。だけでも確認したところ、そういった経緯はどうなのかということが、私たちも定かではなかったので、そこをもう1度確認させていただけたらと思います。ご説明お願いいたします。

事務局：自治基本条例が制定されるまでの経緯について、庁内の策定推進委員会が4回、その議事録はありません。庁内ワーキングチームは、計23回開催されていますが、12回までは議事録が作られています、13回以降についてはありません。市民検討会議は14回開かれておりまして、こちらも議事録はありません。条例策定審議会は、11回開催されておりまして、こちらも議事録はありませんでした。

会長：これほど最高規範と言っているのであれば、それ相当に議事録というものが重要になってくるものかというふうに思っております。また、議事録が残っているというところでも庁内ワーキングチームというところで、専門家がはたして入っていた

のかというところも分からなので、そうなったところで、根拠のない最高規範というところも私は問題になってくるのかなと思います。なので、答申する際に、詳細までは至らないんですが、こういった議事録が残っていなかったという事実を少し分かるように記載していきたいと思います。

委員：前回も確認したところではありますが、自治基本条例の制定の議会において、全会一致ではなかったことを再確認したいんですが、もう1度議決、賛成議決が何名かなど再度確認させてください。

事務局：賛成が11、反対が8です。2人欠席です。

委員：満場一致ではなかったんですね。この条例をすごく褒めそやす表現があるんですが、満場一致ではなかったんですね。

会長：最高規範という部分をこの答申でその見直しが必要ではないかということを書いた方がいいですか。

委員：条例というのは、それぞれが市民の生活に必要な目的を持って一つ一つの条例があると思うんです。それを被せるような条例が、最高規範という言葉を使って、それは、かえって自由度を、市民の自由度を失わせる表現ではないかと、当然この表現はあってはならない表現ではないかと私は思います。また、この条例自体が本来必要な条例かということもはっきり申し上げたいです。それぞれは、目的を持って条例はあるはずなんです。こういう理念型というのは、法令の体系としてどうなのかと。市民の定義であったり、最高規範という言葉であったり、疑問に思います。

会長：こちらも答申でしっかり触れていきたいと思います。

委員：住民投票の自衛隊反対の住民投票を求める皆様が、原告団30名とありましたが、活動する方も入っていますか、30名とも石垣市民ですか。

事務局：市民という定義が、何を市民とするかなんですけども、30名の方が、住民票を石垣市に持っているかということは確認していません。

委員：定義の市民である方がいらっしゃるという可能性も否定できない訳ですね。活動する方とか。住民票をおいていない方とか。石垣市で働いている人だとか。今、そういうことも今確認できないというお話しなので、そういうことも定義からしたら、

原告団の30名の中にはいらっしゃるだろうということと理解できます。

事務局：いないとも言えないです。全員が石垣市に住民票をおいているかもしれないし、確認していません。

委員：この市民の定義からすれば、原告団になれる。

会長：定義がしっかりしていないと、今のように誤解が出てくるんですね。

委員：市民の定義は根本的に見直しする必要があるし、混乱の元です。

会長：やはり定義は、どうしてもしっかりと見直すべき。この自治基本条例を残していくのであれば、しっかりと見直すべきだと思います。今の市民の定義、どこにも関連していて、例えば、第27条、28条の住民投票、市民の権利、市の責務について詳しく内容が分かりにくいので、どう当てはまるのか、どう採用されるべきなのかとか分からなくて、それが混乱を招いているのかと思います。本当に27条、28条はしっかりとこの定義を見直して、それに基づいて、整合性を取れるような形で見直していかないとまた本当に混乱の元になってしまう。混乱を招かないために作られているはずだけど、定義という部分が、ちょっと分かりにくい部分があるので、整合させることが必要かと感じています。

すべて定義に基づいていくんですが、答申していきたいと思います。

他に何か違う分野で、せっかくいろいろな業種の方がお集まりしていますので、違うところにも目を向けて、議論していきたいと思います。

委員：定義の部分もおっしゃっていましたが、条文読むだけでは分かりません。そして、何条にも繋がるということを聞いていて、そういうことで定義が大事だと思いました。

委員：やはり2条の用語の定義というところで、市民の意見がたくさん出ていますので、今回、ここをどうするのかということを話していかないと。そのままでいいのか、市民はこういう人のことだと明確にするのかということを決めていかないといけないと思う。

会長：例えば、どう書いたらいいかとかありますが。

委員：また、定義したら狭まれるかなとも思うんです。今、読んでいったら住民基本台帳

に登録されているという言葉の方が多いんですが、そうすると、やっていない人は市民ではないのか、ということになってくるので、混乱を招かないということを前提にして住民基本台帳に登録されている人と提案していくのか、今、これがあいまいだという意見が多いので、石垣市の市民、住民基本台帳に登録しているなど限定した人になってくる。

会 長：今回、自治基本条例を改定しようということがスタートでありましたが、この期間と、今のメンバーだけで決めれる内容ではなかったもので、答申をしっかりと議論した上で見直すべきということで、ゴール設定を変えたが、その中でも我々が答申の中で、こうしていった方がいいのではないか、ここは精査すべきではないか、見直すべきではないかなど、そういったテーマの部分と、もう少しご意見があれば、それに付け加えていく形でいいのかなと思っています。今、市民の定義をいい案があればとお尋ねしてしまいましたが、これこそ1番難しいところなので、専門家も入れて、今後議論、しっかりとした会議を持って、短い期間ではなく、次の見直し、改定に向けて決めていく、ここはこう議論すべきではないかというところで私たちは答申していければと思っています。

委 員：この定義だと2重国籍ではないですけど、2重市民とか3重市民とか、外国市民とかいろいろな市民が出てくるな、ということを考えます。これでは、この石垣市が混乱の渦に巻き込まれる。本当にきちんとこの定義にふりいをつける。しっかりと考えましょう。

委 員：市民についてですが、例えば、今コロナなどで、観光業などで落ち込んでいますから、ホテルとかで働くようなリゾートバイトなど期間限定で働くような方が期間限定で入って来ていますので、実際に住民票をおいている人口以外の幽霊市民と言われている人口は、2、3万人くらい多くいると物流の業者さんなどがおっしゃっていたと思うんです。やはり、観光都市でもある石垣市は、当然反社会的な人たちは省きたいんですが、多拠点で生活する方とか、2拠点居住の方とか年の半分はホテルで働く、または公務員の方が単身赴任でこちらで働くとか、そういうふうに短い方だと3か月、長い方だと2～3年の間石垣市に住んで、石垣のことも知りながら、我々の生活の基盤にもなっている方々がいるってということも無視できない事実。それをただ幽霊人口として見ている見方は、どこの観光都市もこうだと思うんです。例えば、代表的な京都とかも同じような問題を抱えていると思います。これは、法律的なものの話なんですけど、行政サービスとしてと法律的なものと別に考えるべきだと思うんですが、例えば、住民票はないが、行政サービスとしてはクイックしていますという方を、例えば石垣の準市民です。住民票はないですが、準市

民として市民カードを渡しますから、図書館、体育館使いますとか、そのかわり何かしらお金を市民よりは少し高めですが納めてください、とか、例えばそういう行政サービスを今後、市として考えていくのであれば、それも含めて、住民票も持っている、常に生活の基盤がある市民と準市民的な扱いのものがいたりして、それも含めて私たちの経済、生活が成り立っているという見方で、行政サービス、地域のことを考えていく法律的な部分を考えていくような具体的な定義を作る方がより未来を見据えた現実には則したことが出来ないのかなと感じている次第です。

委員：石垣市に住民登録をしていない女性の非雇用者、子ども連れの方がいたりした時に、そのお子さんを石垣市民でないからといって、幼稚園やこども園に入所できないハンデはありますか。行政サービスという言葉で括った時、住民登録をしていない子ども連れを。

委員：住民登録をしていない子ども連れの数は、圧倒的に少ないと思います。むしろ、例えば、公務員の単身赴任、家族は東京にいます。学校のある子ども達は、学校を変えられないから住所はそっちにおいてあるけども、転勤のため2〜3年こっちにいますというような方々とか、ホテルに派遣会社を通して2〜3か月から半年間ぐらいホテルの寮に住まわせて、ホテルで勤務するような方々がいらっしゃってという方が多いので、子連れで来てという方は、私はあまり存じ上げない。そういう事例はあまりケースとしては少ないんじゃないかと個人的な意見として思います。

委員：住民登録していないと離島カードは発行してもらえないですね。

委員：転勤や単身赴任で来られている方は、そういうものは会社の方が費用負担されていて、戻られたりしているでしょうから、そういうことよりも普段の生活における住民サービス、いわゆる図書館、体育館などの施設を利用すると思います。その時に住民票がない方が乱雑に使って壊れた場合でも、私たちの税金で管理されているという現実があります。

会長：そういった方も含めて、そういったルール決めも必要かもしれないですね。

委員：無視できない人数にもなってきているので、むしろそこを含めた現実を見つめて作っていったらいいと思います。

委員：今の意見に対してだったら、今の意見を尊重するのであれば、現状のままの市民の定義でいいのかなと思いました。「市内で働き、学び、活動する人」が今言ったこ

とだと思います。私は、住民台帳記載があることが望ましいかと思います。一生続くものなので、もし改廃しないのであればですが。且つ、固定資産税の納税者であるとか、市税に関与している方とかに絞れば、その辺のカバーはできるのではないかと。石垣市に不動産を持っていて、固定資産税は市税ですよね、市に税金を払っている、意見言う権利はあるだろうというイメージです。

委員：石垣市に住んでいなくても、固定資産税を払っている方々はいますよね。

委員：なので、住民基本台帳に記載がある。「且つ」になります。

委員：難しいですね。しかし今のままであったら混乱の元というのが私の考えです。

委員：署名について、この1万4千人について、重複している場合もあったので、基本条例にマイナンバーカード制度をしっかりと定めて本人確認をする条件でやればいいと思います。この署名自体を選挙みたいに明文化して、誰でも書ける訳ではなくて。

会長：今だと信憑性が欠けますよね。どういったルールの元、被らないようにとか説明できるものがないですね。

委員：今、マイナンバーにどんどん移行していっていますね。

委員：石垣市はマイナンバーの普及率は全国に比べて高い方です。本人確認ができれば署名とかしっかりできるのかなと思います。

委員：この住民投票の規定をこの条例に設ける必要はあるのか、と思います。住民投票をする際は、住民投票条例というものがある。例えば、署名を集めてきた時、住民投票条例が議会を通じて作られるのではないかと思います。だから、この条例の中に住民投票に関する規定を設ける必要があるのか、と疑問に思います。これは別ではないのかと思います。これに盛り込むべきではない。別の度ごとに住民投票条例を議会を通じて設ける。住民投票を無視はしません。この条例に書いてあることで、今回の混乱の元になっていると思います。

会長：皆様から様々なご意見を頂きました。特に元となる定義の部分がとても意見があったと思います。今回の答申に向けて、ここの見直しを強く求めていくことになるかと思います。他にも、市民意見を尊重していきたいと思い、気になるところがあり

ますので、皆様と共有して意見をいただきたいと思います。

前回も出ていましたが、市民憲章との整合性が取れていないということで、様々な分野を網羅している自治基本条例ですが、市民憲章の中から、「産業の町」と「美しい町」が自治基本条例には取り入れられていないのかというふうにもありますので、こちらも整合性を取るように「産業の町」と「美しい町」にもかかるようにしていきたいと思います。

委員：昭和 52 年 10 月 22 日に制定されたとあり、かなり古い歴史を持つ市民憲章だと思うところでもありますし、この条例の中で 2 つ欠けているということからしても市民憲章があれば、物事の前提のようなものですし、市民憲章から 2 つ欠けているということも問題でもありますし、市民憲章があって、また最高規範があって、最高規範に抜けていて、それも問題です。

会長：こちらも加えていきたいと思います。答申作成するにあたってこちらも採まらせていただきたいと思います。あと 1 点、男女共同参画推進について、作成された時は男女平等が取り上げられていたところだと思いますが、今は他にも LGBT や GID、性同一性障害、そういったところも多様性といったところで、社会で一緒に活動していけるような、当たり前なまちづくりをしていかないといけないと思いますので、自治基本条例を見直しがあるとしたらこちらにもしっかりと取り込んでいくべきかと思います。なので、市民憲章の件と、この件も答申に加えていきたいと思っています。

委員：市民の意見の中にも、男女という言葉だけあって LGBT のことは触れられていないから入れてほしいと意見があります。それを入れるのであれば、「市民は男女 LGBT 等性別にかかわらずすべての人が個人を尊重され、豊かで活力ある共同社会の実現に努めるものとする。」というように言葉を追加した方がいいですか。男、女とはっきり分けるのではなくてということですよね。

委員：「男女が性別にかかわらず」で十分ではないですか。

委員：私もそう思いましたが、敢えて入れてほしいという提案があるんです。

会長：その言葉は入っていると、いろいろな分野において活動の幅が広がるような気がします。LGBT の団体も活動していますので、社会の変化として。

委員：かえってこの言葉が流行って、苦しい思いをすることはありませんか。戸籍には、

いずれにしても性別変えたら変えたで戸籍に載せないといけないですよ。

会 長：那覇市で LGBT の方を推進しているホテルとかがあって、それがあのおかげでとても活動しやすくなってという、とてもプラスになることもあって。最近 LGBT 等が発言されるのはネガティブではないような社会になってきていると感じます。今、加えるというよりは、今の社会の変化に合わせて、こちらも検討材料に入れていいのかなと思います。

委 員：逆にこのような言葉を公に使われると、逆に住みにくくなるのではないかと私は思いました。なので、公的な文章で使いたくないなと思いました。

会 長：両面の意見を取り入れて、市民の意見も少なからずある訳ですから、今後しっかり取り入れて次回の見直しに議論していただきたいと思います。できれば LGBT の部分も入れていきたいと思います。昔は男か女かだけだったけど、心の性だとか尊重される時代になってきていますので、ぜひ取り入れたいなと思います。こちらも答申するにあたって少し揉ませていただけたらと思います。

委 員：最高規範ということがありますから、第 5 章で市議会の責務や議員の責務がありますが、彼らには当然責務が何かで規定されていませんか。市議会から何か意見は出ていませんか。執行に関しても条例が口を挟むというのは、不自然に感じます。

事務局：議会の役割を自治基本条例で定めていることについて、議員の皆様から何か意見はありますかということについて、第 2 回目の配布した資料の中で記載していますが、その中で「第 9 条、10 条で第 5 章の市議会の役割を条例で定めることは必要なのか審議会で議論してほしい。」という意見はございました。本来であれば議会は議会で条例を作ることが議会の二元代表制ということになっているので、第 9 条、10 条が必要かについても審議してほしいということはありません。

委 員：議員の役割や責務についても条例で定めないといけないのかと疑問に思いました。これも検討してほしいです。市議会議員として当選した訳ですよ。なにか宣言等しているはずですよ。また、議員の規則があるはずですよ。別の条例を作って縛るようなことを成立させた訳ですよ。全会一致でないのに。責務など、当たり前のことではないですか。

会 長：市議会の責務についても聞いていきたいです。

会 長：今、頂いた意見をまとめますと、まず大前提の用語の定義、特に市民の定義があいまいで、すべての混乱を招いているかなと思うところなので、こちらの見直しが必要ではないかと思います。すべてに紐づいて、曖昧になっているということです。市民の定義を分かりやすく、いい効果が生れるよう精査してほしいと意見をまとめるとそういうことだと思います。

第9条、10条、当審議会でもそうですし、議員からも意見が出たということですので、答申に加えていく方向性でまとめていきたいと思います。

25条、LGBTなどの件ですが、いろいろな答えがあるとは思いますが、今の世の中に合わせて、このLGBTなどのことがネガティブではなく、ポジティブに活動の幅を広げているのかなと感じていますので、こちらも答申に加えていくよう検討していきたいと思います。

27条 住民投票と 28条 住民投票の請求及び発議について、まず自治基本条例に載せるべきかということもありますし、そもそもすべて市民の定義によって、この信憑性がどう取れるのかという部分もあって、もし載せるのであれば、市民の定義が明確になっていないのであれば、この27条、28条の効力も生み出されないのではないかと思います。戻ってしまいますが、市民の定義をしっかりと構築した上であるこの27条、28条かと思っていますので、こちらも市民の皆様からご意見がたくさんありますので、答申に加えていきたいと思います。

第42条 条例の位置付けについて、最高規範というふうに謳われていることが特に問題なのか感じていて、やはり国には憲法や法律、上位の法規範がある、その上にある最高規範なのかというふうに変に解釈してしまう部分もあると思いますので、こちらもこの文言が残るか残らないか別にして、この状態にあるのはおかしいと思いますので、こちらもしっかり見直ししていくと、答申していきたいと思います。

市民憲章について、市民憲章の内容と自治基本条例の内容が、昔からあるこの素晴らしい市民憲章と整合性が取れていない部分があるので、見直すのであれば、しっかりと今謳われていない部分の2点も含めて答申していきたいと思います。

本日、議論いただいた件は、このような内容で答申していった方がいいかと思いますが、どうでしょうか。流れとしましては、第4回まで開催する予定となっていますので、こちらで答申案を皆様で確認の上、そこで決定したら市長に答申を渡しにいくという流れとなっております。ですので、次の4回までに今日のこのテーマに対して、またご意見がございましたら、ご連絡いただければと思います。

委 員：廃案については、今後市議会とかで決まるのですか。それとも審議会で決めることですか。

会 長：この審議会で廃案も含めて検討すべきではないかというのであれば、この答申の中に廃案も含めて検討してくださいということも載せた方がいいと思います。

委 員：それについては私は前提だと思います。定義の見直しさえ大変なのに、いろいろな意見が出てくるでしょうから、一旦執行停止、廃案し、もう一度見直す。一からやり直す。そういう方法もあるのではないかと思います。

委 員：この条例すべてですか。

会 長：委員がおっしゃるのは、この条例が表立って効果を持っていると混乱を招いていますので、見直すのであれば1回停止にするなり、廃案して、出来上がってから正式に条例として取り込もうということです。

委 員：廃案についても1から9章については市議会の運営とか市民の定義について、書かれていて、決まってくると思うんです。10から17に関しては一般的な環境づくりとか、今まさに石垣島もSDGsモデル事業に選ばれているので、まさに被っているところがたくさんあると思います。乱雑している状態にあって、SDGsならSDGsを推進していったら、これを一旦なくしてシンプルに考えていったらいいのかと思います。

会 長：市民の意見でもあったと思います。SDGsと近いところがあるから、逆にSDGsを取り込んで。条例を基本として条例を作っていくのか、それとも自治基本条例ではなくて、SDGsを取り込むか。

委 員：SDGsをやれば、これになるのではないか。

会 長：それでは、停止、廃案も踏まえた上でどちらも提案して答申していく。盛り込んでいきますか。

委 員：はい。

会 長：確認ですが、「2条 用語の定義」、「9条、10条 市議会の責務」、「25条の男女共同参画の推進」、「27、28条の住民投票、住民投票の請求及び発議」、「42条の条例の位置付け」、そして同じくらいの重みで廃案停止を行った上で再度作り直すといったことも必要ではないかということもご意見が出たということを答申をしていきたいと思っています。

委員：SDGsにも17項目にジェンダーの項目が入っていますよね。

会長：廃止、停止も含めて、なおかつSDGsに沿って進めていけたらどうかということですかね。

委員：前回意見を申し上げたんですが、市民の行政に対する意見というのは、発表しなければならないみたいな、義務化を行政組織に与えていたように思います。参考として行政が改善に努めればいいんですが、22条 意見公募手続です。それで否定はしませんが、それを実施して、対応という、次の23条、公表しなければならないというものがありました。大変だと思います。多種多様な意見が、市に寄せられると思いますから、そこまでは。行政は改善に努めなければならないとか。2項に書いてありますから、その結果を速やかに市民に応答しなければならないと1項に書いてありますから、3項まで執行機関のお仕事にするのはどうだろうと思うところです。実際、どうなのでしょう。発表されていますか。

事務局：市民の意見箱は設置しております。それに対する市の対応を公表まで持っていけるかは、確認してみないと分かりません。

委員：公表までは、免責していいのではないかと私は思います。公表することによって、努めなければならない意識が高まるかもしれませんが、公表させるまでではないかと。意見を述べた市民が自分に応答してくださいとすれば、住所、氏名を書くだろうし、一人がこういう思いをしたとなれば、その部署にいて、それなりに上司から指導が入るだろうし、それを年次報告として公表するまでは求めなくていいのではないかと、そこまで行政に負担かけることはない、前回気になりました。いかがですか。

会長：いろいろなご意見があると思いますが、改善されたものが都度発表されると思うので、敢えていないのかとは思ったりもしますが、こちらは今回の見直しの中で含めてご検討いただけたら。基本的には辿ると全体的にいろいろなご意見があると思いますので、見直すのであれば、全体的にひとつひとつ丁寧に見直していったら、いいのかなと思います。

委員：私は、第1希望は廃案。廃案が大前提ですので、廃案がないのであれば、市民の定義を直すというところです。

会 長：今たくさんご意見頂いたものを、まとめて精査して、答申を提出の流れに持っていきたいと思います。それでは、2番項の議事をこれにて終了いたします。お疲れ様でした。

それでは引き続き、事務局より連絡事項をお願いいたします。

～事務連絡～

会 長：それでは、閉会です。

皆様、本日は貴重なお時間を割いていただき、たくさんのご意見をありがとうございました。本日のご意見を持って、答申に持っていきたいと思います。また残り第4回と答申の作成、確認とありますので、引き続き、皆様お願いいたします。

それでは、これもちまして第3回石垣市自治基本条例審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。